

ときがわ町水道審議会会議録

会議の名称	令和８年度第１回ときがわ町水道審議会
主な議題	諮問 議事 (１) ときがわ町水道事業経営戦略（改定版）の概要について (２) ときがわ町浄化槽事業経営戦略（改定版）の概要について (３) その他
開催日時	令和８年８月２６日（水） 開始 １３時３０分 終了 １４時５０分
開催場所	ときがわ町役場第二庁舎 ３階協議会室
会議録の公開（非公開・一部非公開）とその理由	公開
出席者	増田伸会長、小島利枝副会長、畑豊委員、町田英章委員、峯岸正明委員、山崎尚子委員、谷香織委員、小林由美委員、柿沼孝委員 前田榮町長、水道課小林大介課長、清水暁洋主幹、小輪瀬泰主任、高山凌主任、池上慶子主任
審議等内容又は概要	諮問 ・前田榮町長から会長へ諮問 「浄化槽使用料等の見直し（改定）について（諮問）」 （終了後、町長退席）
	議事（１）ときがわ町水道事業経営戦略（改定版）の概要について 議 長 増田伸議長 説明者 事務局 説明の概要 資料No.1により、ときがわ町水道事業経営戦略（改定版）について事務局が説明 質 疑 （なし）
	議事（２）ときがわ町浄化槽事業経営戦略の改定について 議 長 増田伸議長 説明者 事務局

	説明の概要 資料No.2により、ときがわ町浄化槽事業経営戦略（改定版）について事務局が説明
質 疑	
会 長	施設の長寿命化の将来の見通しとして、今回の改定においては長寿命化ということが視点になっているので、基本的には施設の更新は考慮しないというような形になるのか。
事務局	浄化槽は建物よりも先に設置されてしまい、建物を壊さないと更新工事ができなかったり、狭い場所に設置され、隣の家被害を及ぼすものがある。そのため、耐用年数を迎える段階で町設置型浄化槽の更新工事（入替）を行うことが物理的に難しい事業である。また、長寿命化計画及び経営戦略において、平成15年から設置してきた町設置型浄化槽1,000基を段階的に更新していく試算を行ったが、約16億円の費用がかかることが分かった。浄化槽事業の経営自体も非常に厳しく、令和6年度決算では一般会計から補助金を交付されたうえでの純利益が約88万円であり、更新工事は耐えられず、町設置型浄化槽から町設置型浄化槽の入替はしないこととし、条例改正を行った。
会 長	そうすると長寿命化が必須だと思うが、多少の課題はあろうとも長寿命化は可能であると考えているのか。
事務局	長寿命化をしていく方針をとったところである。更新ができないので、その対応として長寿命化計画を令和7年度に作成し、この計画に基づいて町設置型浄化槽を修繕し、延命を図る方針とした。浄化槽の耐用年数は28年だが、長寿命化計画に基づく修繕をすることで50年まで延長することができる。50年経過後については、家屋の老朽化による家屋の建替や取壊しの問題も発生するため、その段階に合わせて町設置型浄化槽も廃止していただく方針とした。
委 員	今回新築を取りやめて転換だけにしたということだが、転換とは元々ある浄化槽を入替えるということか。
事務局	転換というのは、元々ある単独処理浄化槽等を入替えること。
委 員	入替えるのは同じことではないか。合併処理浄化槽でも、単独処理浄化槽でも入替ができるかできないかという話になる。

	事務局 単独処理浄化槽とくみ取り便槽からの入替については、まだ受け付けているが、入替ができるところに関しては、町設置型浄化槽を入替えることは認めている。 委員 認めているということだが、浄化槽事業を推進していくためには、入替を推進していく必要がある。そのときに、例えば、建物を建替える場合は可能だと思うが、そうでなく浄化槽を合併処理浄化槽に転換したいときは、入替を認めないという話なのか。 事務局 単独処理浄化槽があって、そこに合併処理浄化槽を足すのだから、今言ったことと同じではないかということについては、そのとおりだと思うが、その選択として、町設置型浄化槽の他に個人で設置してもらってもよい。町設置型浄化槽はある程度大きく高性能な物であるが、個人で設置する場合はそこまでは求めていない。基準に合致したもっとコンパクトなものもあり、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に入替えたいが土地の広さの都合上難しい場合は、個人で設置するという選択もある。合併処理浄化槽＝町設置型浄化槽ということではない。 委員 できないのであれば仕方がないが、公共整備の浄化槽について進めているのに本末転倒になってしまう気がするし、説明をうまくしないと逆効果だと思う。 事務局 町設置型浄化槽は、指定の機種があるのでどうしても大きなものを設置しなければならない。これに関しては、国庫補助金や県補助金が交付されるが、あくまで単独処理浄化槽やくみ取り便槽といった、現在雑排水が未処理のものが対象となる。しかし、すでに雑排水が処理されている合併処理浄化槽からの入替については、国や県から補助金をもらうことは難しい。新築に関しては平成13年度から単独処理浄化槽を設置することは禁止されており、必ず合併処理浄化槽がつくことになっている。こちらについても、国や県の補助金をもらうことは難しく、財源の確保ができる転換のみ行う。町設置型浄化槽の条件に合致しない場合は、個人で設置する方法を検討いただくといった両方の案内をしている。 討 論 （なし）
--	--

議事（３）その他	
委 員	水道料金や浄化槽使用料は今後はどのように増えていくのか。値上げによって高くなっていくのか。
事務局	水道料金も浄化槽使用料も基本的には物価と同じである。どちらも人件費等は目に見えて増えており、その辺も含めて今回の水道審議会ですまずは浄化槽使用料について検討することとした。浄化槽使用料は、平成 15 年に事業を始めて以来、一度も改定をしていない。そこからどれだけ物価が上がったかということになると、大変厳しいことになっている。水道料金も基本的には考え方は同じだが、水道料金の場合は令和 4 年度に約 39% 値上げを行った現状もあるので、課題としては、いかにこの料金の水準を維持していくかと思っている。こちら物価上昇の影響を受けており、水道管を更新するにしても、非常に高い。しかし、水道はやめることができず、漏水だらけになっていい訳でもない。現在使用している水道管といった設備は、今生まれた子どもたちも生涯にわたって使用するものである。水道管の耐用年数は 40 年で、町内だけでも本管が 90 数キロメートル入っている。これらを計画的に少しずつ直しながら維持をしていくしかないと思っている。料金値上げが全くないと言ったらそれは嘘になるが、できるだけ値上げは避ける方向で考えている。
委 員	料金は水道審議会が決まるのか、もしくは議会で決まるのか。
事務局	まず、町長から諮問という形で料金の値上げについて検討するよう話があり、今回は浄化槽使用料の値上げについて説明させていただいた。次に答申として町長に対し、水道審議会での決定を報告する。その後、この答申を元に町長に決断していただき、最終的には議会で諮り、議決されれば値上げになるという流れである。
委 員	浄化槽事業の経営について町設置型浄化槽の個数が増えれば、収入が上がってくるが、1,138 基、全体として約 4,000 基設置する可能性はあるのか。
事務局	可能性はある。町設置型浄化槽の基本料金は定額制であるため、基数が増えれば使用料収入自体は上がっていく。ただし、毎年 1 回実施する清掃もその件数分増えて

		いき、先ほど逆ザヤについて説明したが、清掃 1 件に対し、1 トン当たり 2,000 円ほど、町の負担が増えてしまう。
委 員		町設置型浄化槽が増えると、支出が増えてしまうということか。
事務局		そのとおりである。清掃の支出が増え、更に逆ザヤなので、清掃の補てん分が増えて会計を圧迫してしまい、増えれば増えるほど儲からなくなる。これを解消するために、新築の受付をせず転換だけにしたという意図もある。以前は年間 70 基の設置を見込んで計画し、町設置型浄化槽を増やしていく方針で事業を行っていたが、公営企業会計を適用したことにより、それだと経営が成り立たないことが見えてきた。そのため、財源を確保できる転換のみとし、計画も年間 10 基として改善を図っている。
委 員		定期点検を 4 回から 3 回にしたのもコスト削減ということか。
事務局		そのとおりである。浄化槽使用料の改定を検討する前に、まず費用削減の取組みを行い、その中でこれまで 4 回実施してきた保守点検について、法定の 3 回に見直しを行った。浄化槽使用料はそのままに、まず費用を見直してきたが、浄化槽使用料の改定が必要な段階となった。
委 員		浄化槽の普及というものは、河川等をきれいにしていくことが目的だと思うが、増やすと経営が成り立たなくなるのは矛盾している。
事務局		これまでの取組みが間違いだったわけではない。ときがわ町の環境を良くしていくため、町設置型浄化槽を平成 15 年に都幾川村、平成 17 年に玉川村で始め、これにより徐々に川の水はきれいになった。町内に 1,000 基以上、高度処理型の町設置型浄化槽が設置されているので、ときがわ町の生活環境に寄与してきた部分は確かにある。少し前まではこの考えで実施してきたが、これに加えて経営を考える必要が生じ、公営企業会計を適用した。これにより見えてきた実態は、町民の税金である一般会計からの補助金を補てんして成り立つ経営である。本来この税金は、町の政策的な移住定住や道路整備、教育等に使用しなければならないが、これを浄化槽事業の補てんに 6,000 万円充てられてしまっていることは問題なので、改善していきたいと考えている。

委員	確かに違うものに補てんすることは重要だが、環境保全のために 6,000 万円を使うことも重要な経費という考え方はできないのか。
事務局	これまで投資してきた分の効果は非常にあったと思う。先ほどの説明に重ねてになるが、法律的に浄化槽は入れなければならないものであり、これ以上後退することはない。まだ単独処理浄化槽やくみ取り便槽を設置している方々がある程度いる中で、その方々を町の補助制度を活用して、転換を積極的に進めていく方向に路線転換した。官がやるべきところはやるが、民でできるところは民でやっていただく。実際問題、町設置型浄化槽を使用している住宅と個人設置型の合併処理浄化槽を使用している住宅とが混在しており、平等性ということではないが、考えなければならないところもある。
委員	今 4,000 世帯に対して、1,000 基が町設置型浄化槽、個人設置型の合併処理浄化槽はそれ以上あるのか。
事務局	単純に考えると 4,000 世帯のうち町設置型浄化槽が約 1,000 基、単独処理浄化槽が約 1,300 件、くみ取り便槽が約 300 件、残りが個人設置型の合併処理浄化槽となっており、個人の合併処理浄化槽の方も町設置型と同じくらいある。
委員	1,000 基しか浄化槽が無いということではなく、1,000 基以上合併処理浄化槽があるということを把握していないと、合併処理浄化槽の率が低いと考えてしまう。
事務局	汚水処理人口普及率というのがあり、合併処理浄化槽でときがわ町内の方の汚水を処理している率は約 79%／人である。つまり、79%の町民の方については、合併処理浄化槽を使っているということになる。
委員	その方と町のバランスも考えなければいけないということか。
事務局	そのとおりである。
委員	経営戦略を考えなければならないのであれば、費用はかかるが、浄化槽を使用し水や環境をきれいにして、観光客が増える戦略もあるのではないか。町がきれいだと人を呼ぶ動員力になるのでは。
事務局	物価が上がっているのに、必要費用を賄えていない状況であり、その辺について少し改善したいという思いがある。

	委員 事務局 改定に伴って分担金も上がるのであれば、駆け込み需要とかは考えられるか。 もちろん考えられると思うので周知期間は十分取る。その間に何件か申請が来る可能性もあるが、令和7年度から転換のみの受付としたところ、昨年度の実績は2基、今年度は1基しか申請が来ていない。毎年度、職員が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を設置している住宅に対して啓発訪問を行ったり、その他啓発活動をしているがその程度になってしまっている。単独処理浄化槽は1,000件以上あるが、家屋の後継者がいないといった声が多い。難しいところであるが、町設置型浄化槽を増やす努力はしている。 説明者 事務局 説明の概要 今後の水道審議会の予定について、今年度は本日を含めて年4回を予定している。第2回目は11月中旬、第3回目を12月中旬、第4回目を令和9年2月下旬の予定。詳細な日程については、改めて通知する。 閉会 小島利枝副会長閉会あいさつ
配布資料	・ 次第 ・ ときがわ町水道審議会委員名簿 ・ 参考資料 ときがわ町水道審議会条例 ・ 資料No.1 ときがわ町水道事業経営戦略（改定版） ・ 資料No.2 ときがわ町浄化槽事業経営戦略（改定版）令和8年3月改定